

○国土交通省告示第二十九号

海上運送法施行規則（昭和二十四年運輸省令第四十九号）第二十三条の二第二号及び第二十三条の四の五第二号の規定に基づき、海上運送法施行規則第二十三条の二第二号及び第二十三条の四の五第二号に規定する国土交通大臣が告示で定める場合を定める告示を次のように定め、令和六年四月一日から適用する。

令和六年一月十九日

国土交通大臣 齊藤 鉄夫

海上運送法施行規則第二十三条の二第二号及び第二十三条の四の五第二号に規定する国土交通大臣が告示で定める場合を定める告示

海上運送法施行規則第二十三条の二第二号及び第二十三条の四の五第二号の国土交通大臣が告示で定める場合は、出港から次の入港までの時間が五十分未満であるときとする。